

重兵衛スポーツフィールド中台（中台運動公園）等 指定管理者募集要項

重兵衛スポーツフィールド中台（中台運動公園）

なごみの米屋ぴーちゃんフィールド大谷津（大谷津運動公園）

成田市久住体育館

成田市久住テニスコート

成田市印東体育館

令和 7 年 8 月

成田市シティプロモーション部スポーツ振興課

目次

1. 対象施設	3
(1) 施設名称及び所在地	3
2. 市の施策等との関係	4
(1) 施策理解	4
(2) 市内雇用、現在の施設職員の雇用安定化への配慮	4
(3) 市内産業の振興	4
(4) スポーツツーリズムの推進	4
(5) 環境への配慮	4
(6) 災害時の対応	4
3. 募集の概要	5
(1) 指定管理者が行う業務（以下「指定管理者業務」という。）	5
(2) 指定管理者の指定期間	5
(3) 指定管理者候補者の選定方式	5
(4) 選定委員会の設置	5
(5) 選定結果の公表	5
(6) 指定管理者の指定及び協定の締結	5
(7) 管理運営に要する経費	6
(8) 問合せ・申請書類等提出先	6
4. 選定に係る事項	6
(1) 指定管理者の選定スケジュール	6
(2) 指定管理者の選定手続	7
5. 申請手続に係る事項	9
(1) 指定管理者の応募資格	9
(2) 複数の法人等による応募	10
(3) 提出書類	11
(4) 留意事項	12
6. 経理に関する事項	13
(1) 利用料金制の適用	13
(2) 経費の支払い	13
(3) 管理口座	13
7. 審査及び選定に関する事項	14
(1) 審査方法	14
(2) 選定基準	14

(3) 選定結果の公表	14
8. 指定管理者の指定及び協定の締結	15
(1) 基本的な考え方	15
(2) 基本協定の内容（令和 8 年度～12 年度の業務についての協定）	15
9. 事業報告に関する事項	16
(1) 事業報告に関する事項	16
(2) 評価に関する事項	16
10. その他	16
(1) 指定管理者の履行責任に関する事項	16
(2) 事業の継続が困難となった場合の措置	17
(3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置	17
(4) リスク分担に対する方針	17
(5) 施設賠償保険について	19
(6) 公租公課の取り扱い	20
(7) 様式	21

重兵衛スポーツフィールド中台（中台運動公園）等 指定管理者募集要項

指定管理者制度は、市が指定する民間事業者等に、施設の管理業務を代行していただく制度で、民間事業者等が有する能力や発想を活用し、住民サービスの向上と管理経費の縮減を図るものです。

重兵衛スポーツフィールド中台（中台運動公園）やなごみの米屋ぴーちゃんフィールド大谷津（大谷津運動公園）、成田市久住体育館、成田市久住テニスコート、成田市印東体育館（以下「運動公園等」という。）の管理業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定及び成田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年6月30日条例第20号）に基づき施設の管理に関する業務を行う指定管理者を募集します。

1. 対象施設

(1) 施設名称及び所在地

①名 称：重兵衛スポーツフィールド中台（中台運動公園）

所在地：成田市中台 5 丁目 2 番地

※令和 9 年度に陸上競技場第 3 種公認更新工事を計画しており、工事中は陸上競技場が休場となる可能性があります。

②名 称：なごみの米屋ぴーちゃんフィールド大谷津（大谷津運動公園）

所在地：成田市押畑 952 番地 3

※野球場ナイター照明について、全 6 基あるうち劣化が著しい 1 基について令和 6 年度に照明設備を撤去したため、現在夜間の利用を停止しています。なお、ナイター照明の改修に向けて検討を行っていますが、復旧時期は未定です。

③名 称：成田市久住体育館

所在地：成田市幡谷 922 番地 6

※体育館の吊り下げ式バスケットゴールは故障中のため、現在、ゴールを下に降ろしたままとしていますが、バスケットボールやバレーボールを行うことは可能です。なお、修繕について検討を行っていますが、復旧時期は未定です。

④名 称：成田市久住テニスコート

所在地：成田市幡谷 922 番地 2

⑤名 称：成田市印東体育館

所在地：成田市船形 186 番地 2

※詳細は、資料 No. 1 「施設概要」のとおりとします。

2. 市の施策等との関係

指定管理者は、公の施設に関する業務を市に変わって行う者です。従って、指定管理者は市の施策について、市と同様に行うことが求められます。

(1) 施策理解

本施設の所有者である市の施策を理解の上、本施設の管理を実施することを基本としますので、市の実施する各種事業に対し協力をお願いします。なお、市と共催する事業提案を拒むものではございませんが、事業の実施あるいは施設の管理について追加費用の支払を担保するものではございません。

(2) 市内雇用、現在の施設職員の雇用安定化への配慮

指定管理者は、新たに発生する雇用については、率先して市民の雇用に努めるとともに、現在の施設職員の継続雇用について配慮してください。また、施設職員の雇用安定化に努めてください。

(3) 市内産業の振興

本施設の管理を行うに際し、その一部を第三者に委託し、又は請負わせる等の場合は、市内業者から選定を行うなど市内産業の振興に配慮してください。

(4) スポーツツーリズムの推進

指定管理者は、市民ニーズを踏まえたスポーツ振興事業の他、スポーツツーリズムの推進に資する事業を展開してください。

(5) 環境への配慮

成田市環境基本条例（平成 9 年条例第 17 号）では、成田市は環境への負荷の軽減や環境の保全等に努めるとしています。指定管理者にも、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料の利用や、環境に配慮した役務の提供等の具体的な取組が求められます。

(6) 災害時の対応

大規模災害発生時には、募集要項等に定めていない事項についても、市の指示に従っていただきます。

3. 募集の概要

- (1) 指定管理者が行う業務（以下「指定管理者業務」という。）

重兵衛スポーツフィールド中台（中台運動公園）等施設管理業務水準書（以下「業務水準書」という。）を参照してください。

- (2) 指定管理者の指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日（5年間）

- (3) 指定管理者候補者の選定方式

指定管理者候補者の選定方式は総合評価方式とします。選定は、書類審査やプレゼンテーション、面接審査により行います。

- (4) 選定委員会の設置

「成田市公の施設指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき「成田市指定管理者選定委員会」を設置し、指定管理者候補者を選定します。

- (5) 選定結果の公表

選定結果は、申請書類を提出した応募者に対して速やかに通知します。

また、審査結果や指定管理候補者の選定結果等については、成田市ホームページで公表します。

- (6) 指定管理者の指定及び協定の締結

成田市議会定例会での議決後、指定管理者の指定を行うとともに、運動公園等の管理に関する協定を締結します。なお、議会で指定の議案を否決された場合、指定管理者の候補者が応募に関して負担した費用及び管理運営の準備のために負担した費用、提供したノウハウの対価等について、本市は一切の責任及び補償を負いません。

(7) 管理運営に要する経費

指定管理業務に要する経費は、市が指定管理者に支払う経費（以下、「指定管理料」という。）のほか、各施設の利用料金、スポーツ振興事業収入などの収入をもって、業務を行うものとします。

市は、運動公園等の管理運営に必要な経費として、予算額の範囲内で年度ごとに指定管理料を支払います。この場合の支払時期や方法、その他細目事項については協議の上、年度協定で定めます。

なお、運動公園等に係る指定管理料の上限額は下記のとおりです。応募にあたっては物価上昇等の社会情勢を踏まえ金額を算出し提案してください。

指定管理料上限額（令和8年度～令和12年度）

5年間の総額 1,448,444千円

上限額の範囲内で、様式6・7・8により収支計画を立て、提出してください。

(8) 問合せ・申請書類等提出先

成田市シティプロモーション部スポーツ振興課

〒286-8585 成田市花崎町760番地

TEL：0476-20-1584 FAX：0476-22-4494

E-mail:shosport@city.narita.chiba.jp

4. 選定に係る事項

(1) 指定管理者の選定スケジュール

- ① 募集要項等の配布 : 令和7年8月7日（木）～令和7年9月25日（木）
- ② 現場説明会 : 令和7年8月25日（月）
- ③ 質問事項の受付 : 令和7年8月27日（水）～令和7年9月1日（月）
- ④ 質問事項の回答 : 令和7年9月10日（水）
- ⑤ 申請書類の提出受付 : 令和7年9月11日（木）～令和7年9月25日（木）
- ⑥ 審査（書類及びプレゼン・面接） : 令和7年10月上旬
- ⑦ 指定管理者候補者の選定 : 令和7年10月中旬
- ⑧ 仮協定の締結 : 令和7年11月
- ⑨ 指定管理者の指定 : 令和7年12月
- ⑩ 基本協定の締結 : 令和8年2月

(2) 指定管理者の選定手続

①募集要項等の配布期間

令和7年8月7日（木）～令和7年9月25日（木）

https://www.city.narita.chiba.jp/bunka_sports/page0118_00118.html

上記、市ホームページからダウンロードしてください。

②現場説明会の実施

次のとおり現場説明会を開催します。本説明会では募集要項等の配布はしませんので、必要な書類はお持ちください。

※応募する法人等は原則参加してください。参加いただけない場合、改めての説明会は実施いたしませんので、あらかじめご了承ください。

（ア）開催日時：令和7年8月25日（月）

午前9時00分から午後5時15分まで

（イ）集合場所：印東体育館 会議室

（ウ）日 程：概要説明 午前9時00分から

・印東体育館

午前9時30分から午前10時まで

・成田市久住体育館・成田市久住テニスコート

午前10時30分から午前11時まで

・なごみの米屋ぴーちゃんフィールド大谷津

午後2時00分から午後3時30分まで

・重兵衛スポーツフィールド中台

午後3時45分から午後5時15分まで

※重兵衛スポーツフィールド中台体育館は現在改修工事中のため、立ち入ることができません。体育館内を確認したい場合には、現場説明会の申込期日までに、スポーツ振興課に連絡してください。

（エ）参加人数：各団体2名以内とします。複数の団体で共同事業体を組む場合にあっては、各共同事業体につき3名以内とします。

（オ）参加申込：参加希望の方は「指定管理者現場説明会参加申込書（様式2）」に必要事項を記入の上、令和7年8月20日（水）午後5時15分までに、メールにてお申し込みください。

③質問事項の受付

募集要項等の内容に関する質問を受け付けます。

(ア) 受付期間：令和7年8月27日（水）～令和7年9月1日（月）

(イ) 提出方法：「指定管理者募集質問票（様式3）」に記入の上、メールでご提出ください。口頭による質問は一切受け付けません。

④質問事項の回答

(ア) 回答日：令和7年9月10日（水）

(イ) 回答方法：成田市ホームページにて公表します。

⑤申請書類の提出受付

(ア) 受付期間：令和7年9月11日（木）～

令和7年9月25日（木）（土・日・祝日除く）

(イ) 受付時間：午前8時30分～午後5時15分まで

(ウ) 提出方法：持参又は郵送にてご提出ください。ただし、郵送の場合は書留郵便にて令和7年9月25日（木）必着とします。

⑥審査（書類審査及びプレゼンテーション・面接）

申請書類の内容について、書類審査及びプレゼンテーション・面接審査を行います。開催日、開催場所、実施方法等の詳細については申請書類を提出した法人等に個別にご連絡します。

⑦指定管理者候補者の選定

審査結果を基に、指定管理者候補者を選定します。選定結果は個別に郵送で通知します。

⑧仮協定の締結

市は、指定管理者候補者との協議を踏まえ仮協定を締結します。

⑨指定管理者の指定

12月市議会定例会において指定の議決後に指定管理者候補者を指定管理者に指定します。

⑩基本協定の締結

市と指定管理者の間で基本協定を締結します。

5. 申請手続に係る事項

(1) 指定管理者の応募資格

応募資格を有する者は、指定期間中、安全円滑に施設を管理運営することができる法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げるすべての要件を満たす者としします。なお、個人での応募は受け付けません。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加の制限を受けない法人等
- ②申請書類提出の日から指定管理者候補者の選定通知をした日までに、成田市建設工事請負業者等指名停止措置要領（以下「措置要領」という。）の規定により、指名停止措置（措置要領制定以前の成田市建設工事指名業者選定基準の規定による指名停止措置を含む。）を受けていないこと。
- ③地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことのない法人等
- ④次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する法人等でないこと。
 - （ア）民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない法人等。
 - （イ）会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない法人等（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）
 - （ウ）破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- ⑤法人等又はその役員等（法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所等（常時業務等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者を、法人以外の団体である場合にはその団体の代表者又は役員をいう。以下同じ。）が次に掲げる（ア）から（エ）まですべての要件を満たすものであること。
 - （ア）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその利益となる活動を行う法人等でないこと。

(イ) 暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統率下にある法人等でないこと。

(ウ) 法人等でその役員等のうちに暴力団の構成員等となっている者がいないこと。

(エ) 法人等でその役員等のうちに暴力団又は暴力団関係者を経営に実質的に関与させ、不正に財産上の利益を得るために利用し、又は暴力団関係者に対して金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与えている者がいないこと。

- ⑥ 国税、都道府県税、市町村税及び労働保険料について滞納がないこと。
- ⑦ 本市における指定管理者の指定の手續きにおいて、公正な価格の成立を害したことのない者、又は不正の利益を得るために連合したことのない者。
- ⑧ 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有する者。
- ⑨ 令和7年9月25日から起算して過去2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていない者又は、是正勧告を受けたが必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済である者。
- ⑩ インボイス制度における適格請求書発行事業者として登録を受けている団体等であること。
- ⑪ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入していること。
- ⑫ 令和7年9月25日時点で3年以上の運動公園の管理運営実績を有すること。
- ⑬ 災害時や緊急時における迅速な対応等を考慮して、令和8年3月31日時点で成田市内に営業所・事務所等を有する法人等であること。
- ⑭ 本施設の管理運営に不可欠な資格等を有していること。

(2) 複数の法人等による応募

業務を効率的に実施するうえで必要な場合には、複数の法人等（以下「共同体」という。）が共同して応募することができます。この場合においては、次の事項に留意して申請してください。

- ① 共同体により申請をする場合には、共同体の名称を設定し、代表となる法人等を選定すること。この場合において、代表となる法人等以外の法人等は、当該共同体の構成団体として扱うこと。なお、代表となる法人等又は構成団体の変更は原則として認めません。

- ② 代表となる法人等にあつては、「5（1）指定管理者の応募資格」①～⑬までの要件をすべて満たす者としします。構成団体となる法人等にあつては、「5（1）指定管理者の応募資格」①～⑪までの要件をすべて満たす者としします。⑭はどちらかが満たしていれば良いこととしします。
- ③ 共同体の構成団体間における連帯責任の割合等について定めること。
- ④ 共同体の構成員は、他の共同体の構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。
- ⑤ 次に記載する「5（3）提出書類」②～⑪については、構成団体ごとに作成すること。

（3）提出書類

提出部数は正本1部、副本7部、電子媒体（CD-R等）1部を提出してください。ただし、⑮は実施する場合のみ、⑱、⑲の書類は複数の法人等による申請の場合のみ必要です。

- ①指定管理者指定申請書（指定手続規則第1号様式）
- ②「5（1）指定管理者の応募資格」の要件を満たす旨の宣誓書（様式1）
- ③法人にあつては当該法人の登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、代表者の身分証明書）
- ④定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類（最新のもの）
- ⑤団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- ⑥国税、都道府県税、市町村税に未納が無いことを証明する納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書
- ⑦申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
- ⑧申請書を提出する日の属する事業年度の前年度及び前々年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
- ⑨申請書を提出する日の属する事業年度の前年度及び前々年度の事業報告書（運動公園の管理運営業務実績を含む）
- ⑩設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体の概要が分かる書類
- ⑪労働保険及び社会保険の加入状況を証する書類
- ⑫公共性、安全管理についての基本方針（様式4）
- ⑬施設の管理運営業務に関する事業計画書（様式5）
- ⑭管理運営に関する収支計画書、収入明細書、支出明細書（5か年分）（様式6・7・8）

⑮自主事業に関する収支計画書（様式9）

⑯管理運営実績一覧表（様式10）

⑰提出書類一覧表（様式11）

⑱共同体構成書（様式12）

⑲共同体協定書兼委任状（様式13）

※書類の作成に当たり以下の点に注意してください。

- ・書類は原則としてA4版としてください。A3版等のものは織り込んでA4版に合わせてください。

- ・縦左綴じとして、目次をつけ、目次の次ページから最終ページまでを通し番号によりページ番号をつけてください。

- ・上記のほか、成田市が必要とする書類の提出を求めることがあります。

（4）留意事項

①接触の禁止

成田市公の施設指定管理者選定委員会委員や、下部組織である専門部会の部会員、または市職員に対して、本件提案についての接触を禁じます（現場説明会・面接・募集に関する質問等、正当な行為を除く）。接触の事実が認められた場合は失格となる場合があります。

②共同体応募の構成員の変更

共同体による応募の場合、代表となる法人等及び構成団体の変更は原則として認めません。

③重複申請の禁止

応募1法人等（共同体）につき、申請は一つとします。複数の申請はできません。また、一つの法人等が複数の共同体応募に加わることはできません。

④申請内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

⑤虚偽の記載をした場合の無効

申請書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

⑥申請の辞退

申請書類を提出した後の辞退は認めません。万一、辞退した場合は、申請者は市が被った損害について賠償しなければなりません。

⑦費用負担

申請に関して必要となる費用は、法人等の負担とします。

⑧提出書類の取り扱い

(ア) 応募者が市に提出した応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。また、応募書類の著作権は、申請者に帰属しますが、市が必要と認める場合には、申請書類の全部又は一部を無償で利用できるものとします。

(イ) 提出された応募書類は、成田市情報公開条例に規定する「公文書」として、同条例に規定する不開示情報を除き、原則として公表されるものとします。

6. 経理に関する事項

(1) 利用料金制の適用

本施設は利用料金制を導入しているため、指定管理者は、指定管理料のほか、利用者が支払う利用料金やスポーツ振興事業の収入等も、自らの収入となります。また本市では今後、条例で規定する額を変更する可能性があります。それに伴い利用料金を改定した場合の指定管理料は別途協議するものとします。

(2) 経費の支払い

指定管理料は会計年度（4月1日～翌年3月31日）ごとに支払います。支払い時期や金額の詳細は年度協定において定めます。

(3) 管理口座

指定管理者が公の施設の管理運営に使用する口座は、1施設あたり1口座を原則とします。

7. 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法

指定管理者候補者の選定に当たっては、要綱に基づき「成田市公の施設指定管理者選定委員会」を設置し、同委員会の審査による選定を受け、市が指定管理者の候補者を選定します。

(2) 選定基準

審査における選定基準は、次のとおりです。

評価項目	配点	備考
① 申請団体の経営状況	5点	財務諸表等
② 申請団体の事業実績	5点	事業報告書
③ 管理運営の基本方針	10点	様式5
④ 人員配置計画	5点	様式5
⑤ 施設の維持管理計画	20点	様式5
⑥ スポーツ振興事業の実施計画	15点	様式5
⑦ 施設の利用促進の方策	10点	様式5
⑧ 収支計画	10点	様式6・7・8
⑨ 危機管理対策	5点	様式4
⑩ 地域への貢献	5点	様式4
⑪ 指定管理料提案額	10点	様式6・7・8
合計	100点	

※選定の結果、審査において著しく評価が低い場合には、候補者を選定しない場合があります。

(3) 選定結果の公表

選定結果は、申請書類を提出した応募者に対して速やかに通知します。

また、審査結果や指定管理候補者の選定結果等については、成田市ホームページで公表します。公表する内容は、申請者の名称、所在地、指定管理候補者の名称及び選定理由等とします。なお、指定管理者の指定の議決にあたり、成田市議会には、申請者ごとの主な提案内容及び評価点並びに選定委員会の講評等を報告する場合がありますので、予め、ご承知おきください。

8. 指定管理者の指定及び協定の締結

選定結果をもとに、令和7年12月成田市議会定例会での議決後、指定管理者の指定を行うとともに、成田市と指定管理者は、運動公園等の管理に関する協定を締結する予定です。

(1) 基本的な考え方

成田市公の施設指定管理者選定委員会の選定結果に基づき、指定管理者の候補者との協議を踏まえ仮協定を締結します。議会の議決後に指定管理者に指定するとともに、協定を締結する予定です。

なお、協定は「指定期間を通して基本的な事項を定める基本協定」、「災害時における避難所等の施設利用等に関する協定」及び「各年度の業務内容並びに業務実施の対価として支払われる指定管理料を定める年度協定」を締結するものとします。

(2) 基本協定の内容（令和8年度～12年度の業務についての協定）

- (ア) 業務の範囲と実施条件
- (イ) 業務の実施
- (ウ) 管理物品
- (エ) 業務実施に係る確認事項
- (オ) 指定管理料及び利用料金
- (カ) 損害賠償及び不可抗力
- (キ) 指定期間の満了
- (ク) 指定期間満了以前の指定の取消し
- (ケ) その他

(3) 年度協定の内容（各年度ごとに締結）

- (ア) 業務の内容
- (イ) 業務実施の対価として支払われる指定管理料の額
- (ウ) 疑義等の決定

(4) 災害時における避難所等の施設利用等に関する協定の内容

- (ア) 災害時における施設利用の要請
- (イ) 災害時における避難所の開設
- (ウ) その他必要と認める事項

9. 事業報告に関する事項

(1) 事業報告に関する事項

①業務報告書の提出

(ア) 指定管理者は、毎四半期及び毎会計年度終了後 60 日以内に、その管理する公の施設に関し、次の事項を記載した事業報告書を作成し、提出しなければなりません。

- ・ 管理業務の実施状況及び利用状況
- ・ 管理業務に係る経理の状況
- ・ その他管理の実態を把握するために市長が必要と認める事項

(イ) 指定管理者は、年度の中途において指定を取り消されたときは、その取り消された日後 30 日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、市長に提出しなければなりません。

(ウ) 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理業務及び経理の状況に関し定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し又は必要な指示をすることができものとします。

②帳簿類等の提出要求

監査等が必要であると認める場合、指定管理者は帳簿書類その他の記録を提出する必要があります。

(2) 評価に関する事項

運営上の課題等を発見し、施設の管理運営にフィードバックすることで施設の管理運営状況を向上させるため、指定管理者によるセルフモニタリング及び市によるモニタリング等を実施します。

10. その他

(1) 指定管理者の履行責任に関する事項

①指定管理者は、施設利用者の被災に対する第 1 次責任を有し、施設又は施設利用者に被害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに市に報告しなければなりません。

②指定管理者は、事業継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに報告しなければなりません。

③前記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定めることとします。

(2) 事業の継続が困難となった場合の措置

①指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取り消しをすることができるものとします。その場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継を行うものとします。

②当事者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継を行うものとします。

③指定管理者の指定取消後の対応

指定管理者の指定取消後、他の（選定時に決めていた場合は、「第2順位第3順位」）法人等と、指定管理予定候補者としての協定締結について協議を行うことがあります。

④その他

前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定めます。

(3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(4) リスク分担に対する方針

協定締結に当たり、市が想定する主なリスク分担の方針は、以下のとおりです。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについての方針を示したものです。また、規定した事項以外のことが発生するなど疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとします。

リスク分担表（負担者側に○）

リスクの種類	リスクの内容	負担する者		
		市	指 定 管理者	協議
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの	○		
	それ以外のもの（人件費・物品費を含む。）		○	
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○	
金利変動	金利上昇等による資金調達費用の増加		○	
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○
税制変更	消費税（地方消費税を含む）率等の変更			○
	法人税・法人住民税率等の変更		○	
	それ以外で管理運営に影響するもの			○
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○		
	指定管理者の発案による期間中の変更		○	
管理運営 内容の変更	市の施策による期間中の変更	○		
	指定管理者の発案による期間中の変更			○
市議会の 議決	指定の議決が得られないことによる管理運営の開始の延期		○	
需要変更	大規模な外的要因による需要変動			○
	それ以外のもの		○	
管理運営の 中断・中止・ 臨時休館・ 債務不履行等	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	それ以外のもの			○
資料・展示品 の損傷	指定管理者の管理者の瑕疵によるもの		○	
	その他第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの			○
施設・備品等 の損傷・盗難	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	指定管理者が設置した設備・備品		○	
	施設の設計・構造上の原因によるもの	○		
	それ以外のもの 1件あたり：130万円未満		○ 負担限度付	
利用者等への	市に帰責事由があるもの	○		

損害賠償	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	市と指定管理者の両者、または被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○
周辺地域、住民、施設利用者への対応	地域との協調		○	
	施設の管理運営、業務内容に対する住民及び施設利用者からの要望への対応		○	
	それ以外のもの	○		
情報管理	指定管理者の責に帰すべき事由により情報が漏洩した場合		○	
募集要項等	公募要項などの瑕疵・不備に基づくもの	○		
事業終了時の費用	指定管理期間の終了、または指定の取消し等により指定期間中に指定管理者の業務を行わなくなった場合の現状復帰、事業引継に係る費用		○	
※不可抗力	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○		
	不可抗力による管理運営の中断（避難所開設を含む）			○

※不可抗力：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなど

(5) 施設賠償保険について

管理業務等の実施中に故意又は過失により市又は第三者に対し、損害を与えたときは、指定管理者の負担でその損害を賠償しなければなりません。この損害賠償を担保するため、施設賠償保険に加入してください。

(6) 公租公課の取り扱い

①消費税について

消費税法第2条第1項第8号では、課税対象となる「資産の譲渡等」を「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう。」と規定しています。地方公共団体と指定管理者との関係は、指定管理者が事業としてサービスを提供し、地方公共団体はそのサービスの提供を受けてその対価として指定管理料を支払うというものであり、消費税の課税対象である「資産の譲渡等」に該当すると解されます。したがって、指定管理料（委託料）の全額が消費税の課税対象となります。

②印紙税について

「指定」は、契約ではなく「行政処分」とされており、協定書は、「行政処分の附款」と位置付けられます。また、通常、協定書の内容は、印紙税法において課税対象となる「請負に関する契約書」の「請負」には該当しないことから、印紙の貼付は、原則として不要となります。

③法人市民税・法人県民税

公の施設の管理を行う指定管理者は、法人市民税・法人県民税（法人税割、均等割）の課税対象となります。

また、収益事業を行う場合には、「公益法人等」、「人格のない社団等（管理組合等）」であっても課税の対象となります。

(7) 様式

指定管理者指定申請書	(指定手続規則 第 1 号様式)
指定管理者の応募資格に関する宣誓書	(様式 1)
指定管理者現場説明会参加申込書	(様式 2)
指定管理者募集質問票	(様式 3)
公共性・安全管理についての基本方針	(様式 4)
施設の管理運営業務に関する事業計画書	(様式 5)
管理運営に関する収支計画書	(様式 6)
管理運営に関する収入明細書	(様式 7)
管理運営に関する支出明細書	(様式 8)
自主事業に関する収支計画書	(様式 9)
管理運営実績一覧表	(様式 10)
提出書類一覧表	(様式 11)
共同体構成書	(様式 12)
共同体協定書兼委任状	(様式 13)